

第2章 地震災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせる防災対策を実施していくことが必要である。

また、地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、県、市民、事業者、自主防災組織及びボランティア等はその責務や役割を認識するとともに、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市及び県は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定して、実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えを促進する。

(3) 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市及び県は、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

市は平常時から県等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携

強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを活用するものとする。

(6) 消防職員・消防団員等の確保・育成

県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。また、地域防災力を維持するため、市は、県が実施するキャンペーンや地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組みに連携し、団員の確保を図るものとする。

市及び県は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市及び県は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(8) デジタル等新技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。

参照 「災害時における無人航空機の運用に関する協定」

(9) 被災者支援の仕組みの整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3項 震災に関する調査研究

1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づ

く調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意する。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 対策

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成 10 年 3 月）」「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成 15 年 7 月）」「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成 16 年 8 月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成 25 年 2 月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

【方針】

地震災害による被害を最小限に食い止めるには、市民一人ひとりが、平素から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、住民等の防災意識の向上及び防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

加えて、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦及び外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、例えば、性差による被災時のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するような啓発に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

【実施担当部】

市長室 産業振興部 教育委員会 消防本部

【実施内容】

1 地域住民に対する普及

市、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。また、羽島市防災コーディネーター登録制度による専門知識を有する人材の育成に努める。

- (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 警報等発表時や 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難 の発令時にとるべき行動
- (3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (5) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (6) 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべ

き行動

(7) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(8) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(9) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるように努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 幼児、児童及び生徒等に対する普及

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び羽島市防災コーディネーターや消防団員、防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、幼児、児童及び生徒等の発達段階と地域の実情に即した防災教育を行い、地震の発生等に関する科学的知識、避難方法及び災害予防と早期避難の重要性等の防災知識を身に付けさせるとともに、消防機関や自主防災組織等と協力して防災訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務または業務に従事する職員はもとより一般職員等に対しても防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務または業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施する。

4 災害伝承

市及び防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

5 企業防災の推進

市は、企業の防災意識と防災力の向上を図る。また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防止に関するアドバイスを通じて、地域貢献や地域との共生など企業の社会的責任についての意識啓発を図る。

要配慮利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 防災訓練への積極的参加

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及と共助に基づいた災害時における防災対応行動力の向上を図るため、地域住民、自主防災組織及び企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

7 「岐阜県地震防災の日」の設定

「岐阜県地震防災対策推進条例」に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図る。

県は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、県民及び事業者の取組が積極的に行われるよう、防災意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

市は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

市民及び事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努める。

8 「岐阜県防災点検の日」の設定

濃尾大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。県は、「岐阜県防災点検の日」設定の趣旨を広く県下に知らしめるとともに、県の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検する。

市は、「岐阜県防災点検の日」に当たり、市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

市民、事業者、団体及び機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

第3節 防災訓練

【方針】

地震災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に行うとともに、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した、より実効性の高い訓練になるように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室 消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 訓練方法

市、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等は、地震災害の具体的な想定に基づいて、実地または図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別もしくは合同して訓練を行う。

(1) 応急対策体制の確認と評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認と評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関の相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の向上

市民一人ひとりが、日常及び地震災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、地震災害事故等に対する備えや適切な活動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上と知識の普及啓発を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備を図るとともに、例えば、性差による被災時のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 訓練種別

(1) 総合防災訓練

市は、その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(2) 広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、

結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

(3) 防災関係機関及び自主防災組織等の実施する防災訓練

市民、施設、事業所及び自主防災組織等は、それぞれの訓練計画を定め、市町村等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、防災組織や関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性、子どもの参画を含めた多くの住民の参加を図る。

県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。

(4) その他の地震防災訓練

市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。この際、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。

ア 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ 実働訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

ウ 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

3 訓練の検証

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練実施後は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

【方針】

大規模地震災害発生時には、防災関係機関の活動が遅延、または阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるように、その重要性についての認識を広め、自主防災組織の育成と活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室 消防本部

【実施内容】

1 自主防災組織づくりの推進

市は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

2 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

3 人材の育成と活用

市は、「羽島市防災コーディネーター登録制度」により専門知識を有する地域防災活動の担い手の育成を図るほか、消防職員及び消防団員のOBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした活動の充実を図る。

4 各自主防災組織の活動計画の策定

各自主防災組織は、災害時の活動を迅速かつ的確に行うため、毎年度ごとに活動計画を策定し、組織の編成、各構成員の役割、通常時及び災害時の活動内容を具体的に定めて、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

市は活動計画の具体的なモデル案を提示するなどして、必要な指導と支援を行う。

また、市は、地区居住者等から市計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があるときは、市計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

5 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

6 自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

7 研修の実施

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。また、市は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

8 防災人材の育成

県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学等と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする。また、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進するものとする。さらに、外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。

9 消防団、水防団及び交番等との連携強化

各自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、水防団、交番、駐在所及びその他自主的な防災組織との連携強化に努め、迅速かつ的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

10 施設および事業所等の自衛消防組織

市は、施設および事業所等の自衛消防組織の整備及び充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

- (1) 施設及び事業所は、組織的な防災活動を行い、従業員や利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止または軽減に努める。
- (2) 市は、施設及び事業所等の自衛消防組織の整備と充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設及び事業所等の自衛消防組織との連携強化を図る。

第5節 ボランティア活動の環境整備

【方針】

市は大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部、羽島市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携を図り、平常時のボランティア登録の促進や研修制度によるボランティアの養成を通して、人員の確保と質の向上を図るとともに、コーディネート機能を整備し、迅速かつ円滑なボランティア活動を担保する。

【実施担当部】

健幸福祉部（社会福祉協議会）

【実施内容】

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（羽島市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を終結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市及び県は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

羽島市社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。

市及び県は、羽島市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるための受け入れ体制づくりについて指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況を把握する。

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。

また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と運営について指導及び支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

羽島市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(3) ボランティア支援を担う人材の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う人材を養成するものとする。また、大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成するものとする。

(4) ボランティア活動拠点の整備

羽島市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点である福祉ふれあい会館にボランティア活動に必要な情報機器や設備等の整備を図る。

5 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市及び県は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域応援体制の整備

【方針】

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、あらかじめ他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに災害応急活動等が実施できるように、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や応援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 消防本部

【実施内容】

1 広域応援体制の整備

市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

2 県域を越えた広域相互応援

(1) 県外の自治体との相互援助協定の締結

市は、下記の自治体とそれぞれ締結している「災害時における相互援助協定」に基づく自治体相互の応援が円滑に実施できるように努める。

協定先自治体：京都府向日市、奈良県桜井市、三重県鈴鹿市、福井県南越前町、茨城県守谷市、長野県須坂市、大阪府阪南市、山形県村山市及び大阪府羽曳野市、静岡県磐田市

(2) 防災関係機関との協力体制

市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

3 県内の相互応援

(1) 市災害時相互応援協定

市は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づく市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

(2) 広域消防相互応援協定

市は、「岐阜県広域消防相互応援協定」「消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

(3) 全国の被災市町村への応援

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 その他の応援体制

緊急消防援助隊

市は、大規模地震災害または特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑かつ迅速に実施できるように努める。

5 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

6 受援体制・広域連携の強化

県は、過去の被災地支援に従事した職員のデータベース化を進めるものとする。

また、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなども活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営ができるよう支援するものとする。

第7節 緊急輸送網の整備

【方針】

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

【実施担当部】

建設部 市長室 総務部 産業振興部

【実施内容】

1 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震対策・段差対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

2 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置整備

市及び県は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておく。

市及び県は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3 緊急通行車両の周知及び普及

市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

4 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

県は、耐震診断義務化対象路線の指定拡大の検討を進めるものとする。

第8節 防災通信設備等の整備

【方針】

超広域・大規模地震災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶や混乱は必ずである。情報の収集や伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるため、情報通信体制の整備拡充を図る。

【実施担当部】

市長室 消防本部

【実施内容】

1 防災行政無線等の整備

市は、市本部、市内各町、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充を図る。特にデジタル方式による設備更新を計画的に実施する。

平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(1) 同報系無線通信施設の概要

本部施設（親局施設） 設置場所：市役所 情報・防災庁舎 2階 防災通信室
送信出力：5W

遠隔制御装置 設置場所：消防本部指令室

情報配信装置 設置場所：市役所 情報・防災庁舎 1階 危機管理課
市役所 情報・防災庁舎 2階 防災通信室
消防本部指令室

受信施設（子局施設） 設置場所：市内 109 局

参考資料 12「市防災行政無線(同報系)受信局設備一覧表」

(2) デジタル MCA 陸上移動通信

周波数：800MHz 帯

送信出力：2W

設置端末：81 台

2 消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

3 防災相互通信用無線の整備

市、県及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の主運用波・統制波を備えた無線局を整備するよう努める。

4 非常時の通信体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用でき

ない場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検を行い、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないかまたはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

5 その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。なお、最新の情報通信関連技術等の動向を踏まえ、その他多様な通信手段の活用についても必要に応じて検討するものとする。

(1) 衛星携帯電話

電話網の途絶に備え、衛星携帯電話を常備する。

(2) アマチュア無線

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定を通じて、アマチュア無線の協力による情報の収集、伝達体制の整備を図る。

(3) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(4) タクシー無線

一般社団法人東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

6 その他通信システムを作動させるための人的及び物的備え

市及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

7 情報の収集と伝達方法の多様化

(1) 災害現場からの情報収集

市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

(2) 情報収集及び連絡システム

市は、情報収集や連絡のシステムの整備や活用を図る。

- ・携帯電話事業者の提供する緊急速報メールサービス
- ・水害防止対策システム
- ・災害対策本部運営支援システム（職員参集メールシステム）

また、迅速な緊急地震速報の伝達のために整備された全国瞬時警報（Jアラート）等のシステムの適切な運用と伝達体制の整備を図る。

市及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

県は、国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に

向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。

第9節 火災予防対策

【方針】

大規模地震災害が発生した場合、火災の同時多発により、時間、季節及び風向等によっては大火災となるおそれがある。このため消防水利の損壊や応援団体相互の通信の混乱等の予期せぬ事態が発生する可能性も踏まえ、効果的かつ機能的な消火活動が展開できる体制を整備する。

【実施担当部】

消防本部

【実施内容】

1 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市は、自主防災組織等の火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行う。

- ア 火気使用器具の使用方法和周囲の整理整頓
- イ 住宅用火災警報器の普及促進
- ウ 感震ブレーカーの普及促進
- エ 初期消火の重要性の啓発、各家庭や事業所等での消火器及び消火用水の準備とその使用方法
- オ 火災予防条例の周知啓発
- カ 感震ブレーカーの設置の推進

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- ア 防火対象物及び消火設備の耐震性の確保
- イ 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者及び防災管理者の選任並びに自衛消防組織の設置及び地震対策を含めた消防計画の作成
※消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導のこと。
- ウ 火気使用器具の使用方法和周囲の整理整頓
- エ 感震ブレーカーの導入推進
- オ 消防用設備の設置及び整備点検とその使用方法の確認
- カ 防火対象物の予防査察の計画的な実施による火災発生危険の排除や火災予防対策の指導
- キ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築、新築及び改築等の段階での火災予防の徹底

(3) 初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火し切れない火災については、自主防災組織等で初期消火活動を行うことのできるように、次の設備等を整備し、その使用方法等を指導する。

- ア 消火器具等
- イ 自主防災組織用の小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽等

2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の阻害や同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- ア 羽島市消防力整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員及び消防団員の確保
- イ 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- ウ 必要な資機材等の整備
- エ 救出活動を阻害する障害物の除去のために必要な大型建設機械の調達に向けた関係団体との協力体制の確保
- オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成
- カ 同時多発火災の発生に備えた自主防災組織による消防力の育成強化

(2) 消防水利等の確保

市は、基準に適合するように消防水利を適正に配置すると同時に、消火栓の使用が不可能になる事態等に備えて消防水利の多様化を図る。

- ア 耐震性貯水槽の整備
- イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握
- ウ 水を輸送できる散水車やミキサー車等の民間車両の利用について、関係団体との協議

第10節 避難対策

【方針】

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市民が、速やかに危険な場所から避難するために、避難路の安全を確保し、避難誘導體制の整備を図る。また、住宅の倒壊等により長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態も予想されるため、避難所の安全性と避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室 企画部 市民協働部 健幸福祉部 産業振興部 建設部 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 避難計画の策定

市は、地震災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集などが行えるよう避難計画を策定するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの施設ごとに避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図る。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、県を通じて、市域や県域を越えた避難所開設や運営等について、県内市町村や周辺県とその調整を図る。

市は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(1) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の終結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の終結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。

(2) 市及び県は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

(3) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3 一時避難場所

自主防災組織や自治会は、地域で組織的避難が円滑に行えるように住民が一時的に集合して待機する場所などをあらかじめ確保して、指定し住民に周知する。

4 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園や学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル等の民間施設等で受け入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるとは、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し

て、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市へ支援を行う。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、自主防災組織等や施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(4) 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定める。

5 在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

6 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

7 避難路及び避難先の指定

市は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難路及び避難先を指定し、住民に周知するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

8 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、地震災害発生時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施する。

9 要配慮者の避難誘導體制の整備

市は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握及び共有、避難支援計画の策定等の要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

10 避難情報の助言にかかる連絡体制

市は、避難情報発令の際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

11 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所等を明示した防災マップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。

12 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

13 避難所等におけるホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

14 避難情報の把握

市及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

15 感染症の自宅療養者等の避難

市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、県の保健所等との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、県の保健所等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

16 デジタル技術を活用した被災者支援

市及び県は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

市及び県は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民をはじめ県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

第11節 必需物資の確保対策

【方針】

公共備蓄や流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災や搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないおそれがあるため、個人や地域での備蓄及び広域応援による供給が必要である。また、被災者の属性や時間の経過に伴うニーズに適合する物資の確保が必要である。このため、家庭、地域及び事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他自治体との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備したうえで、最低限必要となる公共備蓄を行うことにより、円滑な食料及び生活物資の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

【実施担当部】

市長室 総務部 健康福祉部 産業振興部

【実施内容】

1 備蓄の基本的事項

大規模地震災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、「食料・物資等備蓄計画」の定めるところによるものとする。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 個人備蓄

大規模地震災害発生初期については、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後3日分の生活に必要な食料や生活物資は原則として個人が備蓄する。

なお、市は、その啓発に努める。

(2) 公共備蓄

大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。

(3) 協力体制による物資供給

市は、生活物資確保のため、各機関と生活物資の確保等に関する応援協定を締結し、地震災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

2 緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3 物資支援・必要資機材の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

4 支援物資の輸送体制の整備

市及び県は、国や民間物流事業者等と連携し、協定を利用するなど、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医療品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

参照

「災害時における物資拠点の運営及び緊急輸送等に関する協定」

佐川急便株式会社

第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【方針】

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が地震災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後の高齢化によって要配慮者は、ますます増加することが予想される。市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体や地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況や特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制づくりを図る。

【実施担当部】

健幸福祉部 市長室 市民協働部 消防本部

【実施内容】

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市計画

市は、市計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 個別避難計画

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難支援等を実施する者や

避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 防災知識の普及、啓発及び防災訓練の実施

(1) 市

市は、地域における要配慮者の支援体制の強化と要配慮者の自らの災害対応能力の向上を目指して、地域住民や要配慮者等を対象に、防災知識の普及と啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において適切な防災訓練と防災教育が行われるよう指導する。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員や入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自ら災害対応能力を高められるように防災訓練、防災教育等を行う。

3 施設及び設備等の整備

(1) 情報設備の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムや要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 福祉避難所の整備

市及び県は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、地震災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。また、施設等管理者は災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 施設等管理者

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

また、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(4) 二次避難の検討

市及び県は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。

4 人材の確保とボランティア活用

(1) 市

市は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

5 外国人に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進
- (6) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (7) インターネットなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

6 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」以下この節では「名簿」という。）を作成しておく。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿の作成に当たっては、生活の基盤が自宅にあり、かつ以下の要件に該当する者を掲載する。

- ア 65歳以上で一人暮らしの者
- イ 65歳以上の者のみで構成される世帯の構成員
- ウ 要介護認定3～5を受けている者
- エ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- オ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- カ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- キ 市の生活支援を受けている難病患者
- ク 上記以外で本人が希望し市長が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

なお、市は、担当部局の連携により、平常時より避難行動要支援者に関する情報を集約し名簿を作成するものとする。また、市で把握していない情報の取得が、名簿の作成のため必要なときは県知事その他の者に対して、書面をもって情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう名簿を定期的に更新するものとする。

また、更新情報については、個人情報の適正な管理の下、市及び関係者間での共有を図る。

(5) 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た場合については、当該避難行動要支援者に関する名簿（情報）を避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめこれを提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援と安否確認体制の整備及び避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、市は名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

また、名簿の提供に当たっては

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・一部の地区の避難支援等関係者に対して市内全体の名簿を提供しない。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・施錠可能な場所で名簿の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

などの措置を講じる。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、自然災害発生時に、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる多様な手段の活用による情報伝達を行うことのできる体制を整備する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援活動の実施においては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提となるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(9) その他

ア 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の行政機能が著しく低下することを想定し、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる名簿のバックアップ体制を整備する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

イ 「災害時要支援者台帳」との関係

既に「羽島市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき作成された「災害時要支援者台帳」については、災対法第49条の10に基づく名簿とみなし、同様に取り扱う。

第13節 応急住宅対策

【方針】

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

【実施担当部】

建設部

【実施内容】

1 供給体制の整備

市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の施工経験やノウハウの共有

市は、応急仮設住宅建設の迅速化を図るため、県から共有される被災地での施工経験やノウハウに関する情報の収集に努めるものとする。

3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、県から提供される災害救助法に基づく供与制度に関する情報を収集し、供給体制の強化を図るものとする。

第14節 医療救護体制の整備

【方針】

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部 市民病院

【実施内容】

1 地震災害等医療救護計画の策定

市は、医療救護班等の編成、出動及び応急対策について羽島市医師会、羽島歯科医師会及び羽島薬剤師会と締結した協定に基づき、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

参考 「災害時の医療（助産）救護に関する協定書」協定先：一般社団法人羽島市医師会
「災害時の歯科医療救護に関する協定書」協定先：一般社団法人羽島歯科医師会
「災害時の医療救護活動等に関する協定書」協定先：羽島薬剤師会

2 救護所及び救護病院の整備

市は、医療救護計画に基づき、傷病者を処置、収容等を行う施設として、医療、歯科救護所及び救護病院として下記を指定する。

北救護所 羽島中学校体育館 足近町7丁目455番地

中救護所 竹鼻小学校体育館 竹鼻町1295番地1

南救護所 中島中学校体育館 上中町沖1593番地

3 効率的な医療を確保するための研修

市及び医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施する。

4 医療品等の確保体制の確立

市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保及び献血促進

5 災害医療コーディネーターチームとの連携

市は、災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うために設置される、災害医療コーディネーターチームとの連携を図る。

県は、災害医療コーディネーターの養成を促進し災害時の医療機関との連携を図る。

第15節 防疫対策

【方針】

被災地においては、生活環境の悪化による被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確かつ迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部

【実施内容】

1 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画を策定する。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者または保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者の搬送体制の確立を図る。

第16節 まちの不燃化・耐震化

【方針】

兵庫県南部地震では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

【実施担当部】

建設部 消防本部

【実施内容】

1 建築物の防災対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

市及び公共的施設管理者は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として、耐震化対策を講ずる。

(2) 一般建築物の耐震性強化

ア 耐震化に関する住民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

イ 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての出前講座等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

ウ 住宅等耐震助成事業の実施

一定の条件により次のとおり補助金を支給して建築物の耐震化を促進する。

- ・ 木造住宅耐震診断（無料耐震診断）
- ・ 木造住宅に係る住宅耐震改修工事費補助金
- ・ 建築物耐震診断補助金

エ 耐震化についての啓発強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性和、具体的な耐震方法の啓発に努める。

オ 建築士事務所協会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

市と県は協力して判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成する。

ウ 研修機会の拡充

市及び県は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

(4) その他の安全対策

市、県及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

市及び県は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずる恐れのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造・防火区画・階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

3 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路・橋梁等の整備

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、計画的な道路網の整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。

イ 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を実施する。

(2) 河川等の整備

市及び河川管理者、施設管理者は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討、整備及び活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

4 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

市は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

ア 緑の基本計画の策定

市は、都市緑地法に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定し、防災空間の確保に努める。

県は、市に対し、緑の基本計画の策定を指導し、防災空間の確保に努める。

イ 緑地保全地区の指定

市は、都市緑地法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ 都市公園の整備

市は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

(4) 空き家対策の推進

市は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第17節 地盤の液状化対策

【方針】

本市は、特に沖積層が厚く堆積した平野部に位置し、地盤が軟弱であることを踏まえ、本市周辺を震源とした地震はもとより、遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

【実施担当部】

市長室 建設部 上下水道部

【実施内容】

1 液状化危険度に関する意識啓発

県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめる、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

2 液状化危険度調査の見直し

市及び県は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

市においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

3 基幹交通網における耐震化の推進

市及び県は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

4 堤防の耐震対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び耐震対策等を適切かつ優先的に行うものとする。

5 ライフライン施設等の液状化対策

市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホ

ールの浮き上がり防止など、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

第18節 ライフライン施設対策

【方針】

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。そのため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

【実施担当部】

建設部 上下水道部 市長室（各事業者）

【実施内容】

1 水道施設対策

市は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、上下水道耐震化計画等に基づき、次により水道施設と応援体制の整備等を行う。

- (1) 水源のネットワーク化による水道水の安定確保
- (2) 水道施設等の安全性の確保
- (3) 管路施設の整備
- (4) 非常電源の確保
- (5) 緊急時給水拠点の設定
- (6) 資機材の備蓄等
- (7) 広域的相互応援体制の整備

2 下水道施設対策

市は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、上下水道耐震化計画等に基づき、次の対策を行う。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用
- (4) 下水道台帳の整備
- (5) 中部ブロック及び県の災害応援体制の整備

県は、地震災害発生時における下水道機能の確保と二次被害の防止のため、下水道管理者へ次の支援を行う。

- (1) 下水道施設の耐震化
- (2) 災害発生時の早期復旧体制の確保

3 電気施設

電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

4 都市ガス施設対策

都市ガス事業者は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- (1) 都市ガス施設の安全性の確保
- (2) 遮断バルブの設置促進
- (3) ガス供給地域における地震計の設置
- (4) 地震対応型マイコンメーターの設置促進
- (5) 防火、消火施設設備の充実
- (6) 保安電力の確保
- (7) 要員の確保
- (8) 代替熱源による供給体制の整備
- (9) 資機材の整備
- (10) 広域的相互応援体制の整備

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

- (1) 鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
- (2) 地震計設置による早期点検体制の確立
- (3) 耐震列車防護装置等の整備増強
- (4) 防災資機材の整備点検
- (5) 要員の確保

6 電話（通信）施設

電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
- (6) 要員の確保

7 放送施設

放送事業者は、地震災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模地震災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替または予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

8 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の確保
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所におけるプロパンガス設備の備蓄と協定によるプロパンガスの供給
- (4) 避難所への仮設トイレと配布と業者との協定によるバキュームカーの配備
- (5) アマチュア無線、タクシー無線及びインターネット等通信メディアの利用
- (6) 新エネルギーシステムの導入

9 電線類

道路管理者は、電線類の無電柱化を推進するものとする。

また、市等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

10 道路占用物件の迅速な復旧への備え

災害によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、市及びライフライン事業者は、道路占用物件の仮復旧工事の手続きの簡素化など、復旧を迅速に実施するための事項についてあらかじめ整理しておくものとする。

第19節 文教対策

第1項 文教対策

【方針】

学校、幼稚園、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命と身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及及び訓練の実施等の適切な予防措置を講ずる。

【実施担当部】

教育委員会

【実施内容】

1 文教施設の不燃化及び耐震構造の促進

学校等の経営者または管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造による建築に努める。また、校地等の選定や造成に当たっては、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設の予防対策

学校等の経営者または管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強や補修等（台風時における準備を含む）が迅速かつ的確に実施できるように、職員任務の分担や作業員の配置等について、平常時からその組織を整備する。

(2) 補修、補強及び修繕の実施

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所や設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、速やかに補修、補強または修繕に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強及び修繕に必要な資材、器具等を整備する。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱い、または保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならない。特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じる。

4 防災教養

市、県及び学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校等において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）や学校行事等と関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の養育及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布したり、講習会や研究会等を開催したりして防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努める。

5 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるように避難計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況及び児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず自らの身体生命の安全を確保することを指導すること。また、救助活動に際しては、学校の施設や設備の状況及び作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を得られるように努めること。
- (4) 訓練は年間3回以上実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設、設備、器具及び用具等の状況について点検し、常に十分活用できるよう充足させるとともに訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言及び指導を受けること。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正を図ること。

第2項 文化財保護対策

【方針】

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

【実施担当部】

市民協働部 消防本部

【実施内容】

1 防災思想の普及

文化財の所有者等は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

2 文化財施設の予防対策

(1) 文化財の所有者等

文化財の所有者等は、文化財を地震災害から保護するため、不燃化及び耐震化建築による保存庫や収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓や消火器等を設置し防火に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限や施設内の巡視等を行い、火災をはじめとした災害予防に努める。

(2) 市

ア 指定文化財の所有者ごとに一覧表を作成し、文化財の保存及び保管状況の把握に努める。

イ 所有者等に対する防災知識の普及を図り文化財の適切な管理と保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災及び防火設備の設置を促進する。

エ 文化財の保護のための施設・設備等の耐震対策に努める。

3 防災教養

文化財の所有者等は、毎年、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4 避難その他の訓練

文化財の所有者等は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

5 応急協力体制

文化財の所有者等は、災害が発生した場合に備え、市、県、消防関係機関等との連絡及び協力体制を確立する。

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

【方針】

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、行政における人的資源や物的資源が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障を来たすおそれがある。

このため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや、通常業務の早期復旧に向けた業務継続計画の策定に取り組むなどの予防対策を進める。

【実施担当部】

市長室 総務部 各担当部局

【実施内容】

1 行政における業務継続計画の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受け入れることのできる体制の確立を図る。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために、重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

3 耐震対策

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

第21節 企業防災の促進

【方針】

大規模地震災害の発生によって、企業の事業活動が長期にわたって停滞した場合、広く国内外の経済活動に影響を及ぼすばかりか、市民生活や復興にも影響を及ぼすこととなる。このため、大規模災害発生時の被害を最小限に抑制しつつ、速やかな事業継続が可能な対策を推進することが求められている。このために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定及び事業継続マネジメント（Business Continuity Management、以下「BCM」という。）に取り組むなどの予防対策を進める必要がある。

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時においても、企業が果たすべき社会的役割が十分に発揮できるよう、BCPの策定等や企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

【実施担当部】

産業振興部

【実施内容】

1 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなどBCMの取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

不特定多数の顧客等の来場や滞留が想定される施設の管理者等は、顧客と従業員等の安全を確保する。

(2) 二次災害の防止

特に、工場を擁する製造業などにおいては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みを行う。

(3) 地域への貢献と共生

災害が発生した際に企業は、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の経済活動の一日も早い復旧を目指すことが望まれる。

また、その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の

提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら地域の主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取り組み

市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業の表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定支援及び BCP 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(1) BCP の策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性や BCP 及び BCM の必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業が BCP を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 支援体制の整備

企業が被災した場合の相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援策について予め整理しておく。

第22節 大規模停電対策

【方針】

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 市民協働部 健幸福祉部 建設部 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 事前防止対策

市、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

2 代替電源の確保

市、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

市及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。